

基 礎 資 料

項 目	(R . . 現在)	北海道鹿追町 (R . . 現在)
1) 人口・世帯数	- 人口 人 - 世帯 世帯 (令和 年 月 日現在)	- 人口 人 - 世帯 世帯 (令和 年3月31現在)
2) 今年度当初予算	- 一般会計 千円 - 特別会計 千円 - 全会計 千円 ◎ 議会費 千円 (職員人件費除く)	- 一般会計 千円 - 特別会計 千円 (公営企業会計含む) - 全会計 千円 ◎ 議会費 千円 (職員人件費除く)
3) 議員定数等	- 定数(. 改正) 人 ・ 現議員数 人 - 平均当選回数 回 - 平均年齢 歳	- 定数 (H23.5改正) 11 人 ・ 現議員数 10 人 - 平均当選回数 回 - 平均年齢 歳
4) 会派構成 (名称・人数)		無
5) 政務活動費の交付 状況等		- 年額12万円／人 - 交付対象 原則2人以上の団体 - 申請書、報告書及び全ての支出にかかる領収証の提出が必要。ホームページで公開。
6) 常任委員会 (名称・人数・ 任期)	- 人 - 人 - 人 - 任期 年	- 総務文教 5 人 (定数6人) - 産業厚生 5 人 - 広報広聴 10 人 - 任期 4 年
7) 議会運営委員会の 設置状況		有
① 委員会構成		議長が本会議に諮って指名する。 (常任委員会委員長、他2人で構成)
② 委員数	人	5 人
③ 委員任期	年	4 年
④ 開催時期		- 通常本会議開会前の一般質問通告締切日に開催 - 不定期

8) 特別委員会の設置状況	・	・ 自衛隊駐屯地特別委員会
9) 一般質問について	・ 通告期限： 有（開会日 日前） ・ 無 ・ 通告内容： ・ 質問順序： ・ 質問方式： ・ 時間制限： ・ そ の 他：	・ 通告期限： 有 （開会日3日前の正午まで） ・ 通告内容： 質問の件名・要旨・答弁者 ・ 質問順序： 議長が定める（原則通告順） ・ 質問方式： 再質問から一問一答方式 ・ 時間制限： 60分以内 （質問・答弁の計） ・ そ の 他： 令和2年から委員会代表質問を行なっている
10) 開かれた議会運営	・	・ 本会議・各常任委員会・議会運営委員会・特別委員会・全員協議会を原則公開。会議録も公開（本会議、予算・決算審査会以外は要点筆記）
①議会広報紙	・ 編集責任： ・ 編集体制： ・ 発 行：	・ 編集責任： 広報広聴常任委員会 広報部会 ・ 編集体制： 広報部会と事務局 ・ 発 行： 定例会ごとに年4回発行
②常任委員会等の委員会の傍聴許可について	・	・ 鹿追町議会委員会条例にて対応
③インターネット中継について	・	・ 本会議、予算・決算審査特別委員会をインターネット中継（YouTube）し、過去の録画をホームページで公開している。
④休日議会、夜間議会の実施の有無	・	・ 無（平成20年にサンデー議会、平成29年にナイター議会を行なった経過あり）
⑤模擬議会の実施（子ども議会等）	・	・ 平成24・28年に子ども議会、平成25年にまちなか女性会議、平成26年にまちなか青年会議、令和3・4年（4年はワライン）に高校生議会を模擬議会形式で行なった）
⑥傍聴者への議案等の配布	・	・ すべての資料を配布（議場入り口に配置）、持ち帰りなしで公開している。
⑦その他	・	

11) 委員会の研修	・	・ 総務文教常任委員会・産業厚生常任委員会は改選期に道外、2年目・4年目に道内にて所管事務調査を行う。 ・ 広報部会は毎年日帰りで札幌の研修会に参加、改選期に道外所管事務調査を行う。 ・ 議会運営委員会は必要に応じて所管事務調査を行う。 ・ すべての調査、研修に職員随行
12) 議員報酬及び期末手当	・ 報酬月額： 議 長 円 - 副議長 円 - 委員長 円 - 議 員 円 ・ 議長の対首長比率： % ・ 期末手当： カ月 (月・ 月支給) - 特別加算 有・無 (廃止)	・ 報酬月額： 議 長 316,000 円 - 副議長 249,000 円 - 委員長 225,000 円 - 議 員 205,000 円 ・ 議長の対首長比率： 42.1 % ・ 期末手当： カ月 (6月・12月支給) - 特別加算 無 (令和元年5月廃止)
13) 事務局職員	・ 職員 人 ・ 臨時職員 人	・ 職員 3 人 (事務局長・係長・主任) ・ 臨時職員 0 人
14) 議会基本条例制定の有無	・	・ 有 (平成22年3月31日公布)
15) 通年議会の採用の有無	・	・ 無
16) 議会 I C T 導入の有無	・	・ 無
17) 議会 B C P 導入の有無	・	・ 無
18) 議会報告と住民との意見交換会開催の有無	・	・ まちなか会議を議会基本条例で制度化 ・ 議会報告会を町内2カ所で年2～4回実施 ・ 少人数議員によるまちなか会議「カフェでひとこと」を年4回(定例会開催翌々月)実施 ・ 各種団体とのまちなか会議・懇談会・意見交換会等